

介護保険料減免のお知らせ

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ②生計の主な収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③生計の主な収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④生計の主な収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

【介護保険料の減額免除割合】

- ①に該当する場合 (前年の所得額と損害の程度により 全額から8分の1を減額。)
 - ②又は③に該当する場合 (前年の所得額と所得の減少割合により 2分の1から8分の1を減額。)
 - ④に該当する場合 (前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により 10分の5から10分の9を減額。)
 - ⑤に該当する場合 (保険料の半額、又は第1段階保険料との差額を減額。)
- ※保険料の減額は、承認されたのち変更されます。

八重瀬町 第3ランク

【承認後の介護保険料】
⑤に該当する場合

区分	対象者	保険料率	保険料年額		保険料年額
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	33,636円	1/2減へ	16,818円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.65	43,726円	第1段階の保険料へ	33,636円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75	50,454円		
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額×1.0	67,272円		
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	84,090円		
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	100,908円		

申請に必要なもの

○持参していただくもの

- ①に該当する場合 (消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等)
- ②に該当する場合 (医師の診断書)
- ③に該当する場合 (休廃止していることを証明するにたりる書類、失業保険受給証明書)
- ④に該当する場合 (不作・不漁等については、これを証明するにたりる書類)
- ⑤に該当する場合
 - ・印鑑 (認印可) ・年金支給通知書等 (年金額が確認できるもの) ・有価証券
 - ・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳 ・身体障害者手帳 ・加入している健康保険証
 - ・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
 - ・資産評価証明書 (資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています)

【問い合わせ先】 ○沖縄県介護保険広域連合 〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2 TEL **098-921-7802** (業務課賦課徴収係)
○八重瀬町役場 社会福祉課 老人介護係 TEL **098-998-9598**

老人・介護係からのお知らせ

所得税申告のための

おむつ代の医療費控除の事項証明及び障害者控除対象者認定証がそれぞれの要領に基づき交付できます。

くわしいことは、老人・介護係へお問い合わせください。



問合せ先 八重瀬町役場 社会福祉課 老人・介護係 TEL **998-9598**